

令和8年度旭川市農業委員会2回総会議事録

- 1 開催日 令和8年5月25日(月曜日)
- 2 開催時間 午後6時開会 午後6時25分開会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 20名
 - 1番 橋本 幸博
 - 2番 北原 浩美
 - 3番 松原 朗
 - 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行
 - 7番 佐藤 慎二
 - 8番 川上 和幸
 - 9番 小出 範之
 - 11番 湯浅 光二
 - 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭
 - 16番 柿木 和恵
 - 18番 廣瀬 康行
 - 20番 山中 泰典
 - 21番 千代 圭
 - 22番 佐藤 博則
 - 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄
 - 26番 山田 孝
 - 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員
 - 6番 佐藤 絢也
 - 10番 中島 張
 - 14番 石尾 卓也
 - 15番 只石 博幸
 - 17番 廣田 健太郎
 - 19番 小竹 一茂
 - 23番 鈴木 剛
- 6 事務局職員 林事務局長 有馬事務局次長 西村副主幹
藤永副主幹 荒戸主査 渡邊主査
川原主任 畑山
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 1番 橋本 幸博 2番 北原 浩美
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について(審議)
 - (5) 議案第5号 令和7年度最適化活動の点検・評価について
 - (6) 報告第1号 農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について
 - (7) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について
 - (9) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
 - (10) 報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
 - (11) 報告第6号 現地目証明願について(専決)
 - (12) 報告第7号 農業者老齢年金裁定請求について

- 10 議事 ただいまから、令和8年度旭川市農業委員会第2回総会を開会いたします。
本日の出席委員は20名でございます。
- 議長（山田 孝） 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、6番佐藤絢也委員、10番中島委員、14番石尾委員、15番只石委員、17番 廣田委員、19番小竹委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号1番橋本委員、2番北原委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは1ページないし4ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が8件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件の合計10件でございます。
地区の内訳は、所有権移転が、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区3件、東旭川地区3件、賃貸借権の設定が、東鷹栖地区1件、使用貸借権の設定が、東旭川地区1件となっております。
番号1番ないし5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号6番ないし8番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号9番につきましては、貸主が参加する法人へ農地を貸し付ける案件でございます。
番号10番につきましては、貸主が所有する農地を借主に無償で貸付け、借主が経営規模拡大を図る案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし10ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒戸主査） 日程第2議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページないし44ページ、議案補足資料の該当ページは11ページでございます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、促進計画の案を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう、北海道農業公社に要請しようとするものでございます。

今回の要請に基づき、公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が20件、利用権設定が51件の合計71件でございます。なお、利用権設定につきましては、全て賃貸借権となっております。

地区の内訳ですが、所有権移転につきましては東鷹栖地区が4件、永山地区が3件、西神楽地区が6件、東旭川地区が7件、利用権設定につきましては東鷹栖地区が22件、永山地区が3件、江神地区が3件、東旭川地区が23件と

なっております。

面積は、所有権移転が23.83ha、利用権設定が125.40haでございます。

なお、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料11ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号16番ないし番号18番につきましては、川上委員に関係がありますので、川上委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（荒戸主査） それでは、番号16番ないし番号18番について審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号16番ないし番号18番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、議事参与の制限がある案件について、先に審議いたします。

利用権設定の番号26番につきましては、北原委員に関係がありますので、北原委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○委員 （意見なし。）

○事務局（荒戸主査） 議案書の29ページ及び30ページ、利用権設定の番号26番は、期間満了再設定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号26番について審議願います。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、利用権設定の番号26番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

引き続き、他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

事務局(荒戸主査) 所有権移転は、即売りタイプのうち、経営規模拡大が8件、経営の安定が10件で、貸付タイプは買入が2件でございます。

利用権設定は、期間満了再設定が23件、借主変更が20件、解約再設定が3件、稼働力不足による一部貸付が1件でございます。

以上でございます。

○議長(山田 孝) それでは、番号26番について審議願います。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

事務局(西村副主幹) 日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは45ページで、御審議いただく件数は、永山地区が1件でございます。

本件につきましては、あっせん申出のあった案件について、あっせん候補者を選定し調整を行い、価格では同意しましたが、買受予定者から売買時期の同意が得られませんでした。

しかし当該農用地については、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、買受予定者が当該農地の耕作をするとともに、経営力が向上した時点で売買するのが最適であり、買

受予定者も一定期間、公社からの賃貸借後の買受を希望しており、北海道農業公社による買入が必要と認められることから、農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定に基づき、公社に対し買入協議を実施することについて要請する通知を行うことについて、審議を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

事務局（荒戸主査） 日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。議案書の該当ページは47ページ及び48ページでございます。

永山地区で1件、江神地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で1件の合計6件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第5議案第5号「令和7年度最適化活動の点検・評価について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹）

日程第5議案第5号「令和7年度最適化活動の点検・評価について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは49ページ、議案補足資料は12ページないし21ページでございます。

本件は前年度の農業委員会活動の実施状況を公表するために作成するものであり、農業委員会法で定められたものであります。

内容は令和7年3月の総会で了承された、旭川市農業委員会としての令和7年度の目標と活動計画に対する点検と評価を行うものです。

補足資料12ページ、最適化活動の成果とされる農地の集積等の目標とその実績、農業委員の活動状況を示す活動日数等の目標とその実績、そして以上二つの実績に対する評価結果を示しております。

資料の一番下の表が評価結果になりますが、補足資料20ページの農水省から示された配点表に照らして採点し、当農業委員会全体では、「目標に対して期待通りの結果が得られた」という結果となっております。

また、農業委員各個人ごとの評価につきましては、四つの評語ごとに御覧のような結果となっております。

補足資料13ページないし17ページは、活動実績の詳細を示したものになります。

項目「Ⅱ 最適化活動の実施状況」で、令和7年度当初の状況と目標、実績を記載しておりまして、実績値につきましては、3月の総会での今年度の目標設定の際に御説明いたしました令和7年度実績と同様のデータを記載しております。

補足資料18ページは、総会の開催実績、許可や転用に関する事務等の実績を示しておりまして、先ほどと同様に3月の総会でご報告いたしましたデータを記載しております。

他に、委員の皆さま個人ごとの活動の成果とそれを先ほど御説明いたしました配点表に照らして評価いたしました個人評価票を今月の総会議案に同封してお送りしておりますので御確認願います。

なお、個人評価票の下段には成果目標の達成状況という表があり、集積面積、

遊休農地面積、新規参入面積の評価項目がありますが、それぞれの項目につきましては、市内全体の値を地区ごとの耕地面積、委員数で按分致しました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第6報告第1号「農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求について」を御説明いたします。議案書の該当ページは51ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、農業を営む者でなくなったことの届及び特例付加年金裁定請求が1件ありました。

いずれも内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理にて届出等を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第7号第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第7報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは53ページないし55ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に6件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区2件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第8報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは、57ページでございます。

本件につきまして、市街化区域内の農採地の転用のための届出が1件ございました。

番号1番は、駐車場に転用する案件でございます。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決により処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは59ページ、議案補足資料は22ページないし31ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に10の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」とおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第10報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を御

説明いたします。議案書の該当ページは61ページないし72ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で15件、永山地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で15件、合計で33件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決により処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第6号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第11報告第6号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは73ページ及び74ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が8件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でございました。

これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第12報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案書の該当ページは75ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。

これらにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第6号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第7号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和8年度旭川市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

以上のおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

橋本幸博

署名委員

北原浩美